

7

取組み体制・達成状況の評価

7.1 継続的な取組みの体制

本計画は、区民利用者、交通事業者、学識経験者、国、東京都、道路・交通管理者、足立区の関係部署等から構成される「足立区地域公共交通活性化協議会」を中心に取組みを進めていきます。

また、「協議会」は、本計画の取組み状況や目標値の達成状況を評価し、取組みの改善を図るため、PDCA サイクルに基づき、進捗を管理します。

足立区地域公共交通活性化協議会	
足立区 	・ 本計画に位置付けた取組みの実施 ・ 計画推進上必要となる対策の検討・実施 ・ 関係者間ならびに庁内の連携・調整
区民利用者 	・ 公共交通の利用促進、地域公共交通への主体的な関与
交通事業者 	・ 本計画に位置付けた取組みの実施
学識経験者 	・ 計画・取組み促進へのアドバイス・コーディネート
道路管理者 交通管理者 	・ 本計画に位置付けた取組み実施への協力
国・都 	・ 本計画に関する助言その他必要な支援

7.2 計画達成状況の評価

「足立区地域公共交通活性化協議会」が主体となって、おおむね年1回、各取組みの実施状況を確認します。計画中間年度の令和9年度には、目標値の達成状況を確認するための中間評価を実施する等、本計画に位置付けた取組みの進捗状況と目標の達成状況を定期的に評価します。

また、必要に応じて第三者評価を実施するとともに、今後の社会動向の変化に応じて、適宜計画の見直しを行います。



巻末資料

資料.1 足立区地域公共交通活性化協議会規約

足立区地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 足立区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、同法第5条に規定する計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都足立区中央本町一丁目17番1号、足立区役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び進捗管理に関すること。
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区内の公共交通にかかる事業の実施に当たり必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公共交通事業者等が指名する者
- (2) 道路管理者が指名する者
- (3) 公安委員会が指名する者
- (4) 交通管理者が指名する者
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長と副会長を1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長が指名する。
- 3 互選に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。
- 6 第2項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は6年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、組織等が指名する委員について、同項の任期中に当該指名時に就いている職から別の職に変わるとき又は当該組織等に属さなくなるときは、当該組織等は、新たに委員とするべき者の指名をするものとする。この場合において、当該指名を受けた委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は、全委員の4分の3以上（代理・委任状を含むものとする。）の賛成で決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。
- 6 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各号に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。
- 9 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は交通計画を所管する課に置き、会議の庶務を行うものとする。

3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、足立区の負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 会長は、必要に応じて協議会に監査委員を置くことができる。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する第4条に規定する委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報償及び費用弁償)

第14条 委員が協議会及び分科会に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報償及び旅費等の支給については、足立区の例によるものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年5月24日から施行する。

資料.2 足立区地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和6年度第4回協議会開催時点(令和7年3月18日)

No.	区分	所属・役職	役職	氏名
1	学識経験者 (法第6条 第2項第4号関係)	東洋大学国際学部	教授	岡村 敏之
2	地域公共交通利用者 (法第6条 第2項第4号関係)	足立区まちづくり推進委員会		原口 秀子
3		足立区立小学校PTA連合会	副会長	村上 和生
4		足立区友愛クラブ連合会	副会長	下川 英季
5		足立区商店街振興組合連合会	理事長	佐鳥 文夫
6		足立区障害者団体連合会	役員	粕谷 龍雄
7		社会福祉法人足立区社会福祉協議会	常務理事 事務局長	久米 浩一
8		足立区観光交流協会	事務局長	安田 真人
9	公共交通事業者等 (法第6条 第2項第2号関係)	東京都交通局自動車部	計画課長	若田 瑞穂
10		東武バスセントラル株式会社運輸統括部	業務課長	多田 聡
11		国際興業株式会社 運輸事業部運輸企画課	課長	松本 章宏
12		京成タウンバス株式会社 営業部	業務課長	船越 浩司
13		日立自動車交通株式会社	執行役員 営業企画部長	關田 和弘
14		株式会社新日本観光自動車	代表取締役	佐久間 洋行
15		朝日自動車株式会社	運輸部長	田沼 健一
16		一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	富樫 秀樹
17		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会足立支部	支部長	樽澤 正人
18		東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部経営戦略ユニット	チーフマネージャー	櫻井 昭夫
19		東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 事業戦略部	課長	小瀧 正和
20		首都圏新都市鉄道株式会社 経営企画部	推進役兼経営戦略課長 (地域政策担当)	島 貴 浩
21		東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部	開発連携・工事調整担当課長	廣元 勝志
22		京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部	鉄道企画担当課長	土屋 稿治
23		東京都交通局電車部	事業戦略担当課長	与田 伸子
24	道路管理者 (法第6条 第2項第2号関係)	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課建設専門官	菊池 信久
25		東京都 建設局 第六建設事務所	管理課長	丸 友文
26		足立区道路公園整備室	道路公園整備室長	吉原 治幸
27	公安委員会(法第6条 第2項第3号関係)	警視庁 交通部 交通規制課	管理官(調査担当)	西東 俊郎
28	交通管理者	警視庁 千住警察署	交通課長	山田 慎太郎
29		警視庁 西新井警察署	交通課長	大野 正美
30		警視庁 竹の塚警察署	交通課長	長岡 孝浩
31		警視庁 綾瀬警察署	交通課長	神 賢也
32	関係行政機関の職員 (法第6条 第2項第4号関係)	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	佐藤 義尚
33		国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	中山 俊夫
34		東京都 都市整備局都市基盤部	地域公共交通担当課長	武山 信幸
35		足立区産業経済部	産業経済部長	石鍋 敏夫
36		足立区福祉部	福祉部長	千ヶ崎 嘉彦
37	足立区(法第6条 第2項第1号関係)	足立区都市建設部	交通対策担当部長	長澤 友也

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章

巻末資料

資料.3 計画策定に向けた協議会の開催状況

回	開催日・開催場所	議題・報告事項
第 1 回	令和 6 年 5 月 24 日 足立区役所 南館 12 階 1205AB 会議室	・足立区地域公共交通活性化協議会規約及び各種規程の合議 ・協議会会長及び副会長の互選 ・足立区地域公共交通計画作成の進め方等について ・若年層向けアンケートについて ・公共交通事業者が主体となる計画目標について
第 2 回	令和 6 年 8 月 28 日 足立区役所 中央館 8 階 特別会議室	・公共交通サービス水準の設定について ・交通に関するアンケート(若年層向け)の実施結果について ・計画目標・取組・数値指標について
第 3 回	令和 6 年 12 月 26 日 足立区役所 南館13階 大会議室A	・足立区地域公共交通計画(案)の構成 ・生活スタイルを考慮した公共交通サービス水準の設定 ・計画に位置付ける取組・数値指標の設定 ・パブリックコメントの実施と今後のスケジュール
第 4 回	令和 7 年 3 月18日 足立区役所 庁舎ホール	・地域公共交通計画(案)のパブリックコメントの実施結果について ・足立区地域公共交通計画の策定

足立区地域公共交通計画

令和7年3月発行

発 行 足立区

編 集 足立区地域公共交通活性化協議会事務局
(足立区 都市建設部 交通対策課)
東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電話 03-3880-5718



足立区地域公共交通計画

REGIONAL PUBLIC TRANSPORTATION PLAN